

よくある質問Q & A

Q 1：駐車場1台当たりの寸法は？

A 1：幅2.5m、奥行5.0mを標準とし推奨している。

近年、普通乗用車（3ナンバー）の車両登録台数の伸びが顕著であることから、円滑な乗降を可能とする幅員2.5mを標準とし、また、軽自動車の場合は幅2.0m、奥行3.6mの駐車枠を設置した上で「軽」の標示を行うよう指導している。

ただし、企業や会社独自の技術基準により駐車施設を整備する場合はその規定に準ずるほか、駐車場設計・施工指針同解説（社）日本道路協会）等を参考に利用実態等を基に利用者にとって乗り降りしやすい寸法で設置する場合を否定するものではない。

Q 2：駐輪場1台当たりの寸法は？

A 2：幅員0.6m、奥行1.9mを標準とし推奨している。

この基準は、路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針（平成18年11月15日国道交安第28号）に規定の自転車駐車の大きさ（標準）を標準として指導するものである。ただし、駐輪ラック等用いる場合は、メーカー等の仕様に基づき必要台数の収容が可能な場合この限りではない。

しかし、近年、3人乗り自転車（幼児2人同乗用自転車）の利用を想定した幅員0.7～0.8mの駐輪枠を設ける例や原動機付自転車、自動二輪車の駐車を想定し、若干、広めの駐輪場を設置する事業者も見受けられるようになってきているが、いずれにしても利用者ニーズに合致した利便性のある駐輪施設の設置が望まれる。

Q 3：ワンルーム（専有床面積2.5㎡以下）の駐車台数に緩和はないのか？

A 3：緩和規定はない。

伊丹市宅地等開発指導要綱では、長屋住宅及び共同住宅を目的とした開発事業の場合、必要とする駐車台数算定に単身者向け及び家族向け住宅という区分ではなく、戸数を世帯数と捉えた考え方を取っている。

Q 4：くし刺し駐車場はよいか？

A 4：共同住宅及び長屋住宅の場合は、必ずしも不可としている訳ではない。

出入庫時の安全性をより確保するため、車両出入口の数は最小限にする必要があるが、住宅系の駐車施設においては出入庫の頻度が低いことから、敷地規模や形状及び土地利用計画を見せていただき、協議をお願いしている。

Q 5：くし刺し駐輪場はよいか？

A 5：基本的には、不可である。

くし刺し駐輪場で自転車が道路上にはみ出して駐車されているケースが見受けられ、道路交通の支障や街の美観上も問題となっている。敷地の形状等や収容台数を確保するためにどうしてもくし刺し駐輪場となる場合は、道路境界線から1.5m程度の引き代（格納室の外に出し入れに必要な幅）を確保するよう配置願いたい。

Q 6：隔地駐車場は認められるか？

A 6：敷地内での附置が基本であるが、敷地規模、形状などにより物理的に必要とする台数が確保できない場合がある。また、建築基準法等他法令を遵守する必要があることから、必要台数の設置に向けて最大限の工夫や検討を行った上で、土地利用計画図を基に窓口での協議をお願いしている。

Q 7：停止線と「止まれ」の路面標示は？

A 7：主に10台以上の駐車施設を敷地内に附置する場合に、その出入口に停止線と「止まれ」の路面標示をお願いしている。

なお、出入口付近の視認性が良好でない場合は、カーブミラー（道路反射鏡）等の設置を検討していただいている。

Q 8：台数算定における小数点以下の処理（切り上げ／切り捨て）は？

A 8：〔駐車施設の算定〕

①切り上げるケース

伊丹市宅地開発等指導要綱第17条第1号ア及びイに基づく算定においては、ただし書きの伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和49年条例40号）第2条の適用地区内での算定と同様に、小数点以下は切り上げる取扱いを行う。

②切り捨てるケース

伊丹市宅地開発等指導要綱第17条第3号では、共同住宅以外の建築物を目的とした開発事業については、伊丹市自動車駐車場及び自転車等駐車施設設置基準により算定するとしているが、その算定に用いる店舗面積及び算定で得られた台数は、小数点以下は切り捨てると規定している。

〔駐輪施設の算定〕

③切り捨てるケース

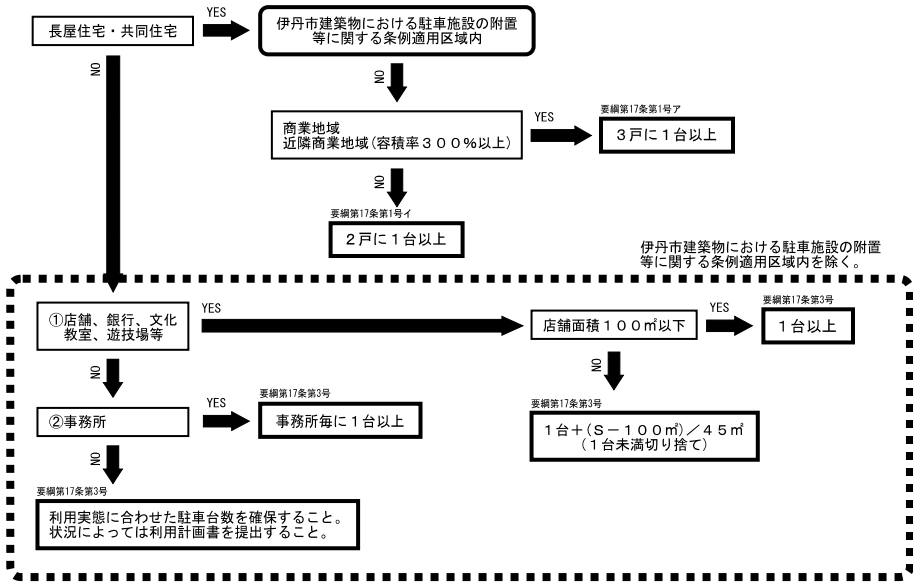
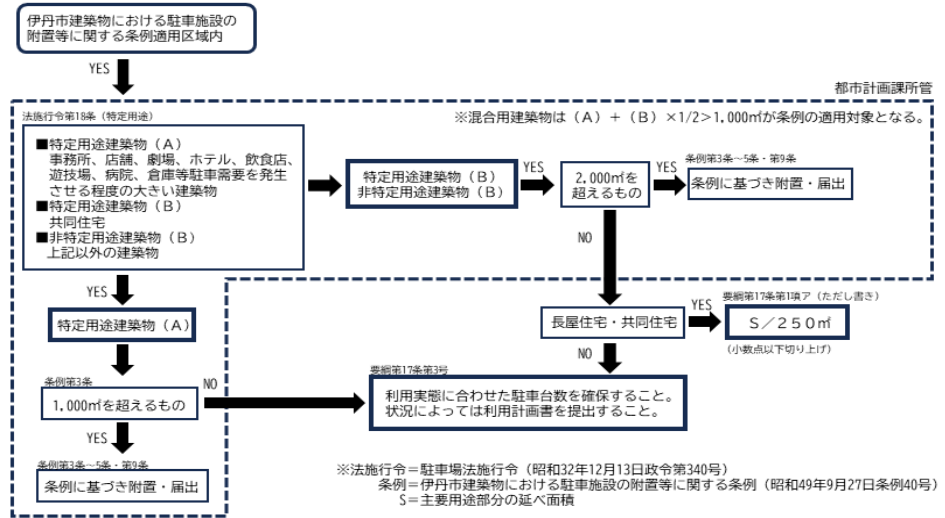
伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例及び同施行規則が適用される施設における必要駐輪台数の算定においては、施行規則別表第1の備考に「算定において、1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。」と規定している。

伊丹市都市交通部交通政策室交通政策課
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
TEL：072-784-8052（直） FAX：072-780-3531
E-mail：kotsuseisaku@city.itami.lg.jp
HP-address：https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKOTU/KOTU_SEISAKU/index.html

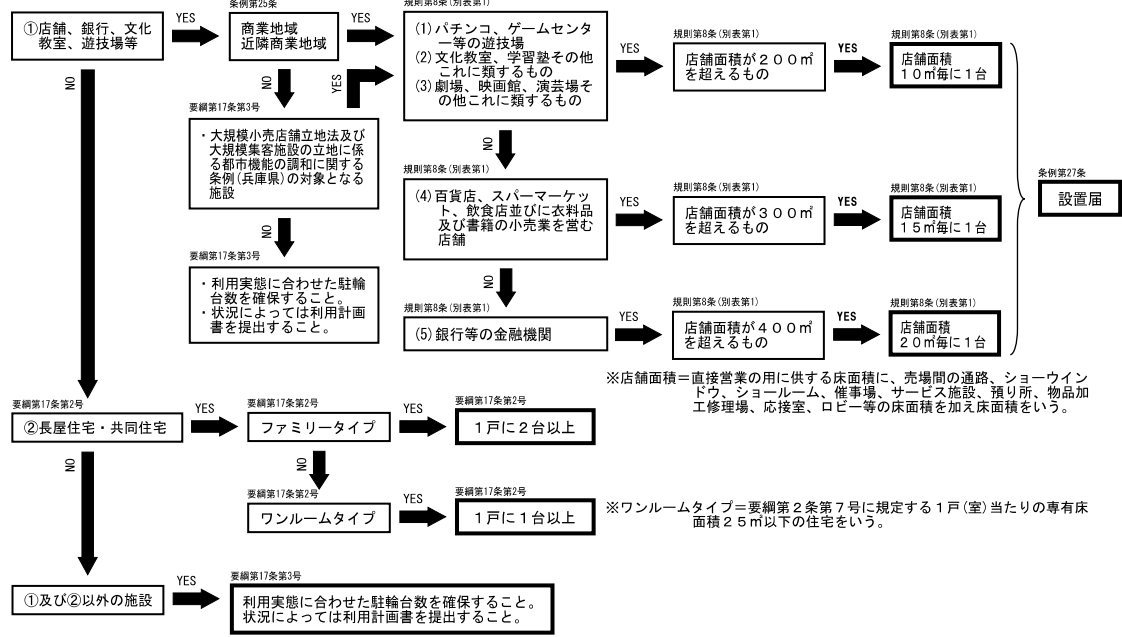


※このリーフレットは、A3サイズ用紙・横長・両面印刷・2つ折り用として紙面を構成し作成しています。

伊丹市の建築物における駐車・駐輪施設の附置等に関する条例・要綱



網＝伊丹市宅地開発等指導要綱
準＝伊丹市自動車及び自転車駐車場設置基準
＝建築物の延べ面積（1㎡未満切り捨て）



※法 律＝自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月25日法律第87号）
条 例＝伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例（平成26年3月28日条例第12号）
規 則＝伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例施行規則（平成26年3月31日規則第25号）
要 綱＝伊丹市宅地開発等指導要綱

長屋住宅・共同住宅の駐車施設の附置

(伊丹市宅地開発等指導要綱第17条第1号ア)

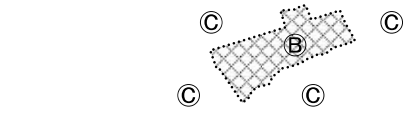
凡 例

- ①＝伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例適用地区
※主要用途部分の延べ面積を250で除した台数（小数点以下は切り上げる。）以上の自動車駐車施設を設けること。
- ②＝商業地域・近隣商業地域（容積率300％）の地域
※3戸に1台以上の自動車駐車施設を設けること。
- ③＝①・②以外の地域
※2戸に1台以上の自動車駐車施設を設けること。

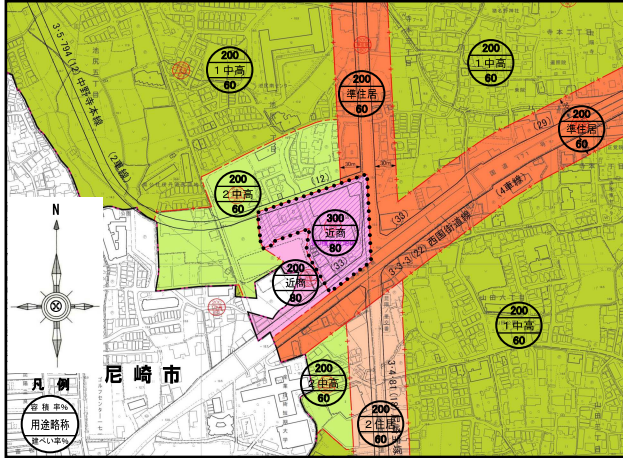
【昆陽6丁目交差点周辺】



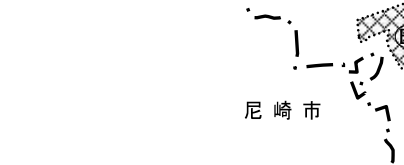
対象区域案内図



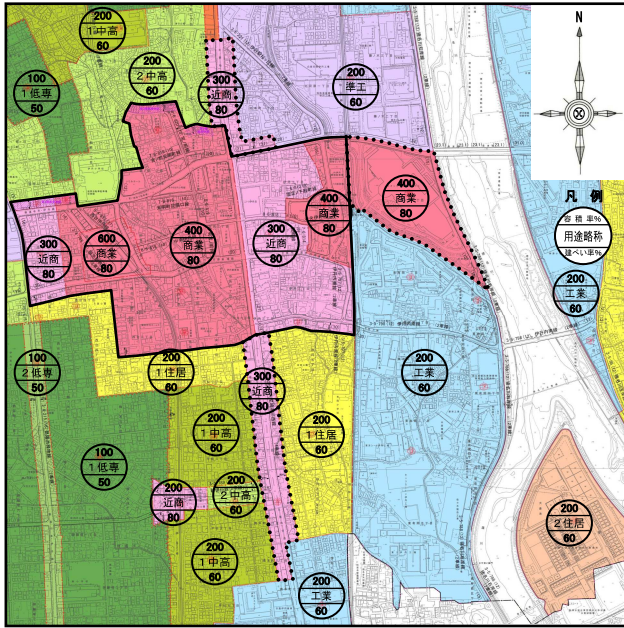
【昆陽里交差点(池尻1丁目)周辺】



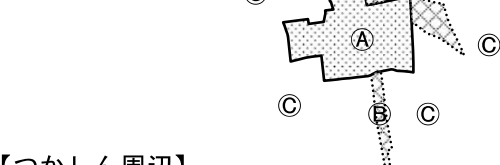
対象区域案内図



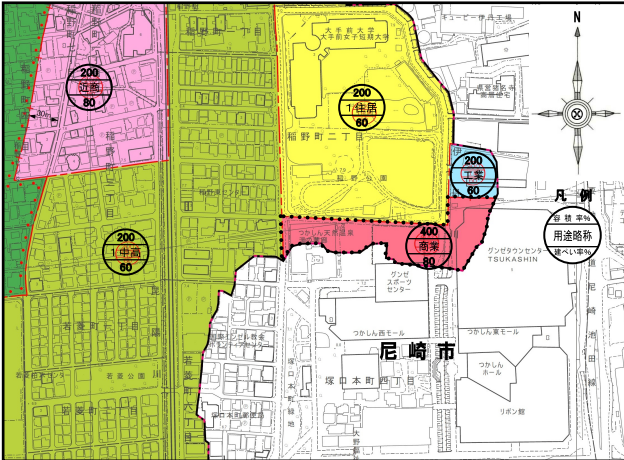
【阪急伊丹駅・JR伊丹駅周辺】



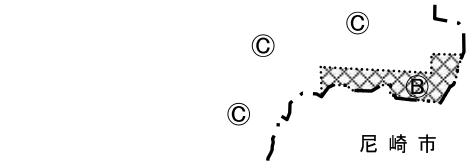
対象区域案内図



【つかしん周辺】



対象区域案内図



伊丹市自動車駐車及び自転車等駐輪施設設置基準

(伊丹市宅地開発等指導要綱第17条第3号)

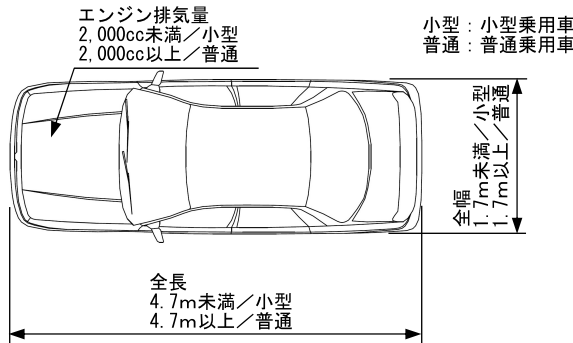
1 自動車駐車場の設置基準

1. 自動車駐車の大きさは、駐車台数1台につき幅2.5m、奥行5.0mを標準とする。
2. 10台以上の自動車駐車場の出入口は、道路交通を阻害せず自転車や歩行者等の安全を確保する必要性から、停止線及び「止まれ」の路面標示を行うこと。なお、出入口付近の視認性の状況に応じ、カーブミラー（道路反射鏡）等の設置を検討すること。
3. 店舗等の自動車駐車場は、店舗面積が100平方メートル以下のときは1台以上、100平方メートル超えるときは100平方メートルを超える面積に対して45平方メートルごとに1台を加算した台数を開発区域内に設置するものとする。この場合、台数算定に用いる店舗面積の合計及び計算結果おける小数点以下は切り捨てるものとする。なお、この規定は、「伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の適用区域内には適用しない。
4. 事務所の自動車駐車場は、事務所毎に1台以上の台数を開発事業区域内に設置するものとする。なお、この規定は、「伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の適用区域内には適用しない。
5. 条例及び要綱並びにこの基準の対象とならない施設は、同種同規模施設の利用実態を参考に駐車施設の利用計画を作成し、周辺道路に関係車両が違法に駐車しないよう適切に自動車駐車場を整備するものとする。

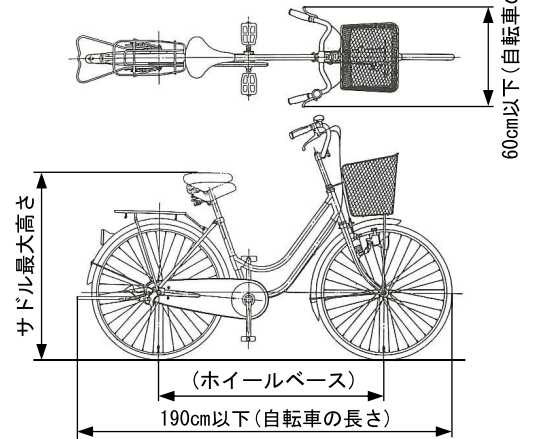
2 自転車等駐車場の設置基準

1. 自転車駐輪の大きさは、駐輪台数1台につき幅0.6m、奥行1.9mを標準とする。ただし、駐輪ラック等の特殊な装置を用いる場合は、カタログ等を提出した場合に限り、その収容寸法を用いることができるものとする。
2. 自転車等駐車場は、一定の区画を限った自転車等の駐車のための施設構造とすること。
3. 長屋の自転車の駐車場は、1戸につき2台以上とする。ただし、分譲を目的として建築される長屋住宅を除く。
4. 多くの自転車駐車の需要を生じさせる建築物で、要綱等の基準にないものについては、その使用実態等を勘察し、自転車の駐車施設の台数算定書を作成し、駐輪施設を整備するものとする。なお、「多くの自転車駐車の需要を生じさせる建築物」とは当面、大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）の対象となる施設とする。また、整備すべき自転車の駐車施設の台数算定においては、伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例施行規則（平成26年伊丹市規則第25号）第8条及び第9条の規定に準じ行うものとする。
5. 条例及び要綱並びにこの基準の対象とならない施設は、同種同規模施設の利用実態を参考に駐輪施設の利用計画を作成し、周辺へ迷惑がかからないよう適切に自転車等駐車場を整備するものとする。

小型乗用車と普通乗用車の違い(参考)



普通自転車の規格(道路交通法)



駐車施設の駐車ますの大きさ(参考)

設計対象車両	駐車ますの大きさ	
	長さ	幅員
軽自動車	3.6m	2.0m
小型乗用車	5.0m	2.3m
普通乗用車	6.0m	2.5m
小型貨物車	7.7m	3.0m
大型貨物車およびバス	13.0m	3.3m

出典：駐車場設計・施工指針同解説(社)日本道路協会)

駐輪施設の駐車ますの大きさ(参考)

設計対象車両	駐車ますの大きさ	
	長さ	幅員
自転車	1.9m	0.6m
原動機付自転車	1.9m	0.8m
自動二輪車	2.3m	1.0m

出典：路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針
(平成18年11月15日 国交安第28号)